

市川市分別収集計画

(第 1 1 期：令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 6 月

市 川 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

今日の地球規模の環境問題に適切に対応し、環境保全と経済発展が両立する持続可能な社会を実現していくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが強く求められている。

また、全国的に最終処分場の新設が困難な状況にある中で、本市は市内に自前の最終処分場を持たず、ごみの焼却灰等の最終処分を市外の最終処分場への埋立てに依存していることから、市民・事業者・行政の適切な役割分担に基づき、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）に重点を置いた取り組みを強化していくことが極めて重要となっている。

そこで、本市では市川市一般廃棄物処理基本計画（以下「いちかわじゅんかんプラン 21」という。）において、「資源循環型都市いちかわ」を目指すべき将来像として掲げ、その実現を目指した取り組みを推進している。

本計画は、このような状況の下、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び3Rを推進し、資源の有効利用を図ることを目的として、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき方針を示すとともに、具体的な推進方策を明らかにしたものであり、本計画の推進によって循環型社会の形成に寄与しようとするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、いちかわじゅんかんプラン 21 における基本方針と同様に、以下のとおりとする。

（1）ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制する。

（2）分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進

精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進する。

（3）環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

持続可能な社会づくりに貢献する、環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指す。

（4）市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていく。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、以下のとおりである。

- ① 主として鋼製の容器（以下「スチール製容器」という。）
- ② 主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミ製容器」という。）
- ③ 主としてガラス製の容器であって、無色のもの（以下「無色のガラス製容器」という。）
- ④ 主としてガラス製の容器であって、茶色のもの（以下「茶色のガラス製容器」という。）
- ⑤ 主としてガラス製の容器であって、無色及び茶色以外のもの（以下「その他のガラス製容器」という。）
- ⑥ 主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）（以下「飲料用紙製容器」という。）
- ⑦ 主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」という。）
- ⑧ 主として紙製の容器包装（飲料用紙製容器及び段ボールを除く）（以下「その他の紙製容器包装」という。）
- ⑨ 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- ⑩ 主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトルを除く）（以下「その他のプラスチック製容器包装」という。）

注）⑧その他の紙製容器包装は、本市においては、容器包装廃棄物として分別収集をしない廃棄物である。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物		33,431 t	33,524 t	33,429 t	33,426 t	33,426 t
内 訳	スチール製容器	527 t	529 t	527 t	527 t	527 t
	アルミ製容器	1,094 t	1,097 t	1,094 t	1,094 t	1,094 t
	無色のガラス製容器	1,337 t	1,341 t	1,337 t	1,337 t	1,337 t
	茶色のガラス製容器	808 t	811 t	808 t	808 t	808 t
	その他のガラス製容器	832 t	834 t	832 t	832 t	832 t
	飲料用紙製容器	601 t	603 t	601 t	601 t	601 t
	段ボール	6,915 t	6,934 t	6,915 t	6,914 t	6,914 t
	その他の紙製容器包装	4,321 t	4,333 t	4,321 t	4,320 t	4,320 t
	ペットボトル	2,083 t	2,089 t	2,083 t	2,083 t	2,083 t
	その他のプラスチック製容器包装	14,913 t	14,953 t	14,911 t	14,910 t	14,910 t
製品プラスチック		3,728 t	3,738 t	3,728 t	3,728 t	3,728 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、協働して取り組みを進める。

（1）ライフスタイルの変革に向けた普及啓発

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を重視したライフスタイルへの変革を促進するため、マイバッグ・マイボトルの利用、使い捨て商品の使用抑制等についての普及啓発活動の強化を図る。

普及啓発活動の展開にあたっては、市民等に対して、ごみ処理に伴う環境負荷や処理に要する費用の実態についての情報を分かりやすく提供し、ごみ減量の必要性についての認識を深めてもらうとともに、多くの市民が気軽に参加できるイベント等の開催を通じて、環境にやさしい消費行動への転換を進める。

（2）ごみ減量化・資源化協力店制度の活用

消費者である市民と商品やサービスの販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店は、ライフスタイルの変革を進める上で重要な役割を担っていることから、ごみの減量や再資源化に取り組む「ごみ減量化・資源化協力店」と連携して、レジ袋の削減、簡易包装の促進、使い捨て商品の取り扱い自粛、リターナブル容器の利用、再生資源を利用した製品の販売、ペットボトルや紙パック等の資源物の店頭回収など、販売店におけるごみの減量・資源化運動を促進する。

また、市民に対しては、ごみ減量化・資源化協力店の取り組みを広く紹介するとともに、販売店の取り組みに協力するよう呼びかけていく。

（3）事業系ごみ減量の促進

事業系ごみの減量を進めるためには、排出事業者への広報・啓発により排出事業者の意識向上を図る必要がある。そのため、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、減量に関する情報を分かりやすく周知していく。

また、大規模小売店舗等の事業用大規模建築物の所有者または占有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量・資源化・適正処理計画書の作成・提出を通じて、容器包装廃棄物の減量・資源化を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

いちかわじゅんかんプラン 21 の目標を踏まえつつ、廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。

また、市民の分別排出への協力度や収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分及び排出方法を下表中欄及び右欄のとおり定める。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出方法
スチール製容器	カン	2 種類を混合排出
アルミ製容器		
無色のガラス製容器	ビン	3 種類を混合排出
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
飲料用紙製容器	紙パック	分別排出
段ボール	段ボール	分別排出
ペットボトル	ペットボトル （拠点回収分）	分別排出（公共施設等）
	プラスチック製容器包装類 （集積所収集分）	2 種類を混合排出
その他のプラスチック製 容器包装		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

品目 \ 年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
特定分別基準適合物	無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1,220 t		1,222 t		1,220 t		1,220 t		1,220 t	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		939 t	281 t	941 t	281 t	939 t	281 t	939 t	281 t	939 t	281 t
	茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		760 t		762 t		760 t		760 t		760 t	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		597 t	163 t	599 t	163 t	597 t	163 t	597 t	163 t	597 t	163 t
	その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		818 t		820 t		818 t		818 t		818 t	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		609 t	209 t	611 t	209 t	609 t	209 t	609 t	209 t	609 t	209 t
	ペットボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1,002 t		1,005 t		1,002 t		1,002 t		1,002 t	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		1,002 t	0 t	1,005 t	0 t	1,002 t	0 t	1,002 t	0 t	1,002 t	0 t
	その他のプラスチック製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		3,859 t		3,869 t		3,858 t		3,858 t		3,858 t	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		3,859 t	0 t	3,869 t	0 t	3,858 t	0 t	3,858 t	0 t	3,858 t	0 t
法2条6項物	スチール製容器	387 t		387 t		387 t		387 t		387 t	
	アルミ製容器	1,008 t		1,010 t		1,008 t		1,008 t		1,008 t	
	飲料用紙製容器	77 t		77 t		77 t		77 t		77 t	
	段ボール	5,389 t		5,403 t		5,388 t		5,388 t		5,388 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み

$$= \left(\begin{array}{c} \text{直近年度(令和6年度)における} \\ \text{市民1人1日あたりの} \\ \text{特定分別基準適合物等の引渡実績} \end{array} \right) \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$$

なお、各年度の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）を基に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
498,831人	498,801人	498,771人	498,741人	498,711人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集方式	収集運搬段階	選別保管段階
スチール製容器	カン	集積所収集	市（委託業者）による定期収集	市（委託業者）
アルミ製容器		集団回収	集団回収団体及び資源回収業者による	
無色のガラス製容器	ビン	集積所収集	市（委託業者）による定期収集	市（委託業者）
茶色のガラス製容器		集団回収	集団回収団体及び資源回収業者による	
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	集積所収集	市（委託業者）による定期収集	資源回収業者 （収集運搬後直接引き渡し）
		拠点回収	市直営による公共施設等の回収	
		集団回収	集団回収団体及び資源回収業者による	
段ボール	段ボール	集積所収集	市（委託業者）による定期収集	資源回収業者 （収集運搬後直接引き渡し）
		集団回収	集団回収団体及び資源回収業者による	
ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	市直営による公共施設等の回収	市（委託業者）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類	集積所収集	市（委託業者）による定期収集	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集方式	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	集積所収集	市指定ごみ袋又は透明若しくは半透明の袋	平ボディ車（２ｔを標準とする）	民間処理施設（委託）
アルミ製容器		集団回収	資源回収かご	資源回収業者による	
無色のガラス製容器	ビン	集積所収集	市指定ごみ袋又は透明若しくは半透明の袋	平ボディ車（２ｔを標準とする）	民間処理施設（委託）
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器		集団回収	資源回収かご	資源回収業者による	
飲料用紙製容器	紙パック	集積所収集	ひもで十文字に縛る	平ボディ車（２ｔを標準とする）	資源回収業者の施設（収集運搬後、直接引き渡し）
		拠点回収	専用回収箱	パッカー車（２ｔ）	
		集団回収	ひもで十文字に縛る	資源回収業者による	
段ボール	段ボール	集積所収集	ひもで十文字に縛る	平ボディ車（２ｔを標準とする）	資源回収業者の施設（収集運搬後、直接引き渡し）
		集団回収	ひもで十文字に縛る	資源回収業者による	
ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	専用回収箱	パッカー車（２ｔ）	民間処理施設（委託）
	プラスチック製容器包装類	集積所収集	市指定ごみ袋	パッカー車（２ｔを標準とする）	
その他のプラスチック製容器包装					

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画の実効性を確保するため、以下の取り組みを進める。

(1) 周知・啓発活動の推進

ア ごみ処理に関する広報活動の推進

市民等に対して、ごみ減量の必要性や容器包装リサイクルの意義及び効果についての理解を深めてもらうため、広報紙やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、ごみ処理・再資源化施設の見学会等を開催する。

イ 分別排出ルールの周知・啓発の強化

分別排出に対する市民協力度の向上や、分別精度の向上による品質の高い循環資源の確保を図るため、「資源物とごみの分別ガイドブック」の作成・配布、スマートフォンアプリを活用した情報提供、市職員による出前説明会やイベント等の開催を行う。

また、排出状況が悪いごみ集積所や不適正排出者に対しては、個別指導を行い、ルールの徹底を図る。

(2) 市民参加の推進

ア じゅんかんパートナー制度の活用

循環型社会の構築に取り組む地域コミュニティの形成を図るため、市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度を活用し、地域における5 R活動の活性化と地域活動を担う人材の育成を推進する。

また、じゅんかんパートナーや自治会等が、地域コミュニティを基盤に5 R活動を推進する際の支援を強化し、自発的な市民活動を促進する。

イ 集団資源回収の促進

自治会等の住民団体による自主的な集団資源回収を促進するため、住民団体及び資源回収業者への奨励金の交付、回収容器の貸与等の支援を行う。

ウ 清掃行政協力者表彰の実施

ごみの減量や資源化の推進に功績のあった個人や団体等を表彰するとともに、功績のあった取り組みを市民に広く周知していくことで、市民の自主的な取り組みを促進する。

(3) 計画の進行管理等

ア 廃棄物減量等推進審議会の開催

市民、事業者、学識経験者等から構成する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、市の施策に対する検討、具体化、評価等において、様々な立場からの視点により、審議、提言等を求める。

イ 分別収集等の実績の把握・公表

容器包装廃棄物の排出状況等を把握するため、各年度における分別収集量及び資源化量等の集計、ごみ組成分析調査を行う。また、その実績等については、市川市じゅんかん白書等を通じて、市民等へ公表する。